

予算審査特別委員会会議録（特急反訳）

【速報版】

令和7年12月11日

午前10時 開会

○竹田光良委員長 おはようございます。委員各位におかれましては、御多忙の折、御参考いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから令和7年度予算審査特別委員会を開会いたします。

なお、竹田祐平委員からは欠席の届出がございましたので、報告をいたしたいと思います。

本日の案件につきましては、本会議において本特別委員会に付託をされました議案第9号「令和7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）」につきまして審査いただくものでありますので、委員各位におかれましては、よろしくお願ひを申し上げます。

なお、本特別委員会の付託をされました議案については、委員会付託事件一覧表としてタブレットに掲載いたしておりますので、御参考いただきたいと思います。

それでは、議案の審査に先立ち、理事者から挨拶のため発言を求めておりますので、許可をいたします。

○山本市長 委員長のお許しを得ましたので、令和7年度予算審査特別委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

竹田委員長、谷藤副委員長をはじめ委員の皆様方には、日頃より市政各般にわたり、深い御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

本日の委員会は、さきの本会議で本委員会に付託されました議案第9号、令和7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）について、御審査をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審査をいただきまして、御承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○竹田光良委員長 委員及び理事者に申し上げます。質疑及び答弁につきましては、着席のまま御発言いただきますようお願いをいたします。

これより議案の審査を行いますが、議案の内容につきましては、本会議において既に説明を受けておりますので、これを省略し、質疑から始めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○竹田光良委員長 御異議なしと認めます。よって審査の方法については、提案理由並びに内容の説明を省略し、質疑から始めることに決定いたしました。

それでは、これより議案の審査を行います。

初めに、議案第9号「令和7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

○石橋正敏委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

歳入の総務費国庫補助金、困難な問題を抱える女性支援推進等事業費補助金75万6,000円、その歳出、人件費事業72万円、男女平等参画啓発事業3万6,000円について伺います。まず、私の実感として述べさせていただき、質問させていただきます。

DVや貧困だけでなく、SNSでの誹謗中傷、孤立、性暴力、外国人女性、障害者など複合的な困難が指摘されております。これは全国的な状況で、そんな中、泉南市では、本当に限られた人員体制の中にあって、市民交流センターで女性相談、あなたの生き方をサポートしますを開催されておられまして、女性相談を維持し、女性カウンセラーによる継続的な相談機関、本当に午前中から、夜も8時までというふうにされていて、これこそ、国とか法律が求める地域での入口をつくる点で、非常に重要な気持ちを持っていると評価しております、現在その部署で働いておられる職員の方々、そして、今は担当ではないけれども、その相談システムを検討されたり導入された方に本当に感銘を受けております。

そうした状況を踏まえて、1点目の質問です。

今回補正予算を計上された背景に、女性を取り巻く困難な問題の多様化であったり、深刻化という状況がどの程度影響しているのか、まず確認させてください。

○野中人権推進課長 私のほうから説明させていただきます。

近年の女性をめぐる課題については、先ほど石橋委員もおっしゃってくださいましたが、虐待を受ける経験であったり、障害による生きづらさ、

性暴力被害や生活困窮など、複雑化、また、多様化、そして、複合化しています。また、コロナ禍により、こうした課題が顕在化し、孤独や孤立対策といった視点も含めて、新たな女性支援強化が喫緊の課題になっています。

このような状況を受け、多様な問題を抱える女性に対する支援を中心に捉えた新しい法律の必要性に伴い、令和6年4月、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されました。この法律では、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な助言を行う職務に従事する女性相談支援員を市は設置するよう努めるものとするとなっております。本補正予算で計上させていただいたところであります。

以上です。

○石橋正敏委員 課長、御説明ありがとうございます。

本当に、国は市が努めるようにということで、泉南市は本当に午前中とか、夜も8時までとか、曜日とか時間帯が非常にきめ細やかになっていると思うので、非常に感銘を受けておりますが、泉南市の女性相談において、泉南市特有として、相談内容が以前と比べて変化していたり、あるいは、1つの困難にとどまらない場合の、先ほどもありましたけれども、複合的な相談が増えている、こうした泉南市の現場の実感があるのかをお尋ねいたします。

そして、次、それに付随いたしまして、今回、補正によって、1点目、具体的にどの部分が強化され、2点目、どのような効果が見込まれると考えておられますでしょうか。

3点目、最後に、特に複合的な困難につなげ切れる体制に、この補正予算によってなっていくのか、この辺りの今回の補正予算で、少しずつではあっても、少しずつであっても、どこまで前進していくとお考えでしょうか。教えていただきたいと思います。

○野中人権推進課長 泉南市の現状としましては、カウンセラーさんによる面談である女性相談、また、電話相談員による電話相談、そして、市の職員が対応する相談もあります。特にコロナ禍中に

は相談件数が増え、その中でも、DVに関する相談が増加しています。また、命の危険を感じ、一時保護が必要な方のほとんどが、小さな子どもさんがいるケースであって、児童虐待との関連についても大いにあると感じています。

次の質問、補正による強化点なんですが、具体的にどの部分が強化されているかといいますと、現在は市の職員が相談を受けているところなんですが、異動もあり、現状として、様々な業務をしながら突発的な相談に対応しているところなんですが、女性相談支援員を設置することで、より専門的な知識経験を有した職員が、相談者の対応ができ、任期付職員ということで、継続的に関わりを持つことができるというところが強化になっていきます。

そして、その効果なんですが、専門性、また、継続性を持って、配偶者からの暴力被害等の相談や必要な援助を行うことができるため、今以上に困難な悩みを持つ女性への支援につながると考えられます。

そして、つなぎ切れる体制になるのかというところなんですが、現在も警察や大阪府女性相談センターなど、府内、また、府外の関係機関とも会議を持ち、連携をしています。また、支援が必要なケースであれば、必要に応じて支援調整会議も行っています。女性相談支援員、今回補正で上げさせていただいている相談支援員が設置できれば、関係機関との連携もより密に行い、DV被害の早期発見、また、未然防止、そして、継続的な支援につながることになると考えられます。

以上です。

○石橋正敏委員 丁寧な御説明ありがとうございます。

実際今お聞きして、DV増加、そして、一時保護、そこに子どもさんがおられて、児童虐待にまで発展しているという、非常に厳しいことも教えていただき、ありがとうございます。そうした警察と、府の女性センター、ドーンセンターなどと思うんですけども、連携というのも強化していただきたいと思います。

ちょっと感想になるんですけども、女性の困難というのは、当事者の努力だけではなくて、本

本当に今行われている社会構造の影響も大きく受け、深刻化しているという認識を持っています。そんな中、泉南市が、本当に小規模であっても、確実に相談の入口を設置されているということは、非常にそれを維持していくおられるということも大変重要やと思っていますので、今回の補正が必要な支援につながるように、実装されるように期待しております。

本当この泉南市というのは、認知症施策が誇れているように、困難な問題を抱える女性支援等の事業に関しても、例えば泉南市で女性相談員の支援員の養成講座が開催できるようになったりとか、女性自立支援の条例などを制定する自治体になるというふうなことを期待して、私の質問にさせていただきます。ありがとうございます。

○竹田光良委員長 ほかございますか。

○大森和夫委員 1つは、その前に、委員長、最初の質問で、裁判、損害賠償請求に関わる弁護士の報酬の増額について質問するので、これ、ちょっとと資料請求で、僕、大体この裁判の概要についての報告を求めていまして、その資料をちょっとできれば。

○竹田光良委員長 分かりました。配付をお願いします。

〔資料配付〕

○大森和夫委員 まず最初に、裁判のことなんですけれども、これ、協議会の説明等であったと思うんですけども、狐池の周辺の、ため池の狐池のことなんですけれども、御存じの方もたくさんいらっしゃると思いますけれども、昨日当該の土地建物を見に行ったんですけれども、現在は家がなくなっているということでした。土地にはコンクリート張りしているんですけども、多分土地が落下していきますので、その部分、それを防ぐためにコンクリート張ったんだというふうに思うんですけども、コンクリート張りの土地は池側のほうに落ち込んでいると。建物は取り払ったような形になっていました。擁壁は、池底、数メートル下なんですけれども、そこに落ちているという状況でした。

ちょっとこれでお聞きしたいんですけども、更地になった時期とかいうのが分かれば教えてい

ただきたいというふうに思います。訴訟を提起した令和4年2月24日の時点でどんなふうな現状にあったのか、これも分かれば教えてもらいたいというふうに思います。

事件の概要ということで、括弧、訴えの趣旨ということで書かれているところにあるんですけれども、ここで、2行目の後ろから、国家賠償法第2条第1項に基づくというふうに書かれていますけれども、これに基づいて損害賠償責任を求めるものであるとありますけれども、これは国家賠償法に基づいて、損害賠償額の請求額を出した計算式のことを言っているのか、被告が、訴えた相手が国家ではないので、この辺、このところの意味のちょっとと説明をしてもらいたいと思います。

それと、約2,360万円の損害賠償責任を求めるものであるというふうに書かれているんですけれども、この2,360万円の積算根拠を教えてもらいたいと。今も言いましたように、建物がないと。修繕できるような状況にはありませんので、建物の修繕代とかいうようなものはないような気がしますし、それでいうと、更地にする費用のことで、こういう金額が算定されているのか。その根拠を教えてもらいたいというふうに思います。

行けば、住宅もありませんので、訴えの目的は何だったのかなというふうに考えたりするんですけども、やっぱり市に対して、住居が潰れていいくという不安、それに対する対応がなかなか進まないというようなことがあったのではないかというふうに思うんですけども、和解という選択というのはなかったのかどうか、ちょっとその辺のところについてもお答え願いたいというふうに思います。

判決では、原告らの請求の棄却ということで、被告とされていた泉南市の勝利というか、勝ったということで、成功報酬ということになっているんですけども、原告の方は控訴せずに結審となるということで、これは、裁判の見通しがなかつたということで、原告の皆さんには、家が崩落したところの皆さんには、裁判をしなかつたというふうには思うんですけども、それ以上に住めない状況にあるので、裁判の意義もなかつたのかなというふうに思ったりします。市とか原告、崩落の原

因とか擁壁の崩れの原因というのは、市の主張とか裁判所の判断はどうだったのかということをお聞きしたいんですけども、例えば土地所有者の責任、違法建築をしていて潰れたというふうなことを考えているのか、開発業者がちゃんとやらなかつたから、そういう対策をとっていなかつたから起こつたというふうに判断して、被告らには責任がないというふうな判断を出したのか、その辺のところをちょっと説明していただけますか。

○守行総務課長 私のほうから、まず、訴訟の提起のときの現状がどうやつたかというところでございますが、まず、そちらにつきましては、土地の一部が池のほうに崩れたような状態で、建物が少し傾いていたという状況ということで聞いております。

あと、すみません、更地にした時期、こちらにつきましては、時期については、ちょっとこちらのほうでは把握しておりません。

あと訴訟の、事件の概要のところでございまして、まず、国家賠償法第2条第1項、こちらにつきましては、道路、河川、その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずるということが定められております。なので、こちらに該当するという形で、損害賠償請求を行つたものであるということでございます。

積算の根拠でございますが、こちらにつきましては、土地や建物の原状回復する費用ということで、更地にする費用とかではなくて、土地や建物の原状回復をする費用ということで積算されておりまして、主なものとしましては、仮設工事であつたり土木工事、あと、住宅傾斜補正工事等の見積りということになっております。

和解の選択ということでございますが、当初、うちの主張としましては、本件土地及び本件擁壁は原告らが所有するものであるので、市のほうに管理する義務はないと。あと、ため池法においても、本件ため池の面の管理責任を負担させる規定もないというところがありましたので、そのまま訴訟という形で進めさせていただいております。

すみません、あと、市の主張につきましては、

今、先ほど述べたとおりになっております。

裁判の判断というところでございますが、この土地は、宅地開発が行われる前までの自然由來の地山であるということで、擁壁につきましても、宅地の崩落防止等の目的で建てられたもので、ため池の堤ではないと、堤自体とは言えないでの、ため池の設置または管理に瑕疵があるとは言えないということになっておりまして、では誰がその責任かというところなんですが、こちらにつきましては、誰に責任があるかまでは、ちょっと裁判の中では出ておりませんが、先ほど申し上げましたように、ため池堤体自体であるとは言えない、よって、ため池の設置または管理に瑕疵がないということの判断になっております。

以上でございます。

○大森和夫委員 今の説明をお聞きして、崩落とか、それから、擁壁の崩れの原因というのは明らかになつていなかつたことなので、僕も現場を見て思つたんですけれども、そのお宅、言つたら、擁壁も数メートル池底まで落ちたお宅のお隣さんのところなんかはやっぱり影響あるんじやないかと、その家の下がつてますので、その影響をお隣さんも受けているんじやないかというふうなこととかを考えると、今、一般質問で取り上げましたけれども、狐池の中で、家がやっぱり、庭が落ちているところがありますので、原因というのは、市として明らかにしていく必要があるというふうには思うので、それはこの裁判にかかわらず、やっぱりそういうことはやつていただきたいというふうに思います。

今ちょっと説明していただきました裁判所の判断というところで、丸が2つあって、2つ目のところの一番最後の行のところに、崩落防止のための措置や周辺住民に対する注意喚起を行う法的義務を課しているものではないというふうに、下から1行目、2行目に書かれているんですけども、崩落防止のための措置については、いろいろそういうお話を、裁判所の判断とかいうのは、ちょっと賛成はできませんけれども、こういう理由かというのは理解できたんですけども、周辺住民に対する注意喚起を行う法的義務がないと書かれているんですけども、法的義務がないにしても、

やっぱりこういう落下したような状況、それから、お隣が落下することによって、今住んではるかもしれないお宅のところはやっぱり落下する可能性があると。原因が分かりませんしね。そういう意味でいうと、法的義務がないにしても、やっぱり市としては、周辺住民に注意喚起なりするようなことは必要じゃないかというふうに考えています。

あと、大きな地震とか台風なんかがあることを想定すれば、やっぱり要望とかということも含めて、それから、想定外なんていうような言葉は今使わないようになっているような時代ですので、やっぱり注意喚起なり、そういうものが必要だというふうに考えています。その点について何かお考えがあれば、ぜひお答え願いたいというふうに思います。

それと、ほかの予算のことについてちょっと質問させてもらいますけれども、給食の物価高騰対策で2つ、小学校と中学校のやつを上げられていますけれども、目を見ると、小学校のほうは「学校給食センター費」となっていて、中学校費は「中学校給食費」となっているので、何かこの違いがあれば教えて、小学校と中学校でこういう目の違いがあるのは何か理由があればお答え願いたいと思います。

それと、やっぱり物価高騰の対策というのは大分深刻な状況にあるんですかね。ちょっとその辺のところが分かればね。それから、米の値上げなんかも、米の値上げというか、もう高止まりで下がらないような状況というふうに聞いたりしていますので、そういう状況がちょっと分かれば説明してもらいたいと。値上げのものですけれども、食料品以外の運送費とか光熱費とか、あると思うんですけども、そういうところの値上げの状況なども分かれば説明してもらいたいというふうに思います。

それと、認定こども園の事業で、タブレットの購入というふうにありますけれども、昨日、認定こども園の条例についての制定については、共産党としては反対しましたけれども、討論でも言いましたように、3歳未満のお子さんたちへの支援というのは必要だというふうに思っていますので、こども誰でも通園制度も、制度が整っていって、

保育士さんの環境とか、それから、保育所の経営の分での国の支援などが整っていなければ、ぜひやってほしいというものでありますので、これについての予算については、反対という立場ではありませんので、それだけちょっと述べておきます。

以上の点で、質問をお願いいたします。

○土井産業振興課長 周辺住民さんに対する注意喚起の部分という形でお答えさせていただきます。

確かに法律によります注意喚起を行う法的義務を課しているものではないという形のことはあるんですけども、ため池に関する事案につきましては、所有形態、所有権の話も様々ございまして、いわゆる市が対応するのか、所有者である方が対応するのかというところの当然議論もあるんですけれども、いわゆる崩落をしている危険な箇所が、ため池に関する部分ということであれば、やはり誰が注意喚起を行うかという部分も含めまして、地元水利委員さんであったりとか関係者の方々と協議をしながら、一定の対応をする必要はあるかなと考えております。

以上です。

○大植教育総務課参事 給食センターの件で答弁させていただきます。

小学校のほうが、「学校給食センター費」、中学校のほうが「中学校給食費」となっている違いというところなんですが、小学校のほうにつきましては、1学期までセンターで給食のほうを作り提供していたという経緯がございますので、前年度からの引継ぎで、センター費というのが残っている状況にあります。実際、センターのほうも既存という形になっておりますので、このままセンター費として設定しているという形になっております。

物価高騰の深刻さなんですけれども、こちらにつきましては、委員がおっしゃったとおり、お米の高止まりとかというところで、物価高騰はどんどん続いている状況がございますので、それに伴って、今回何とか、当初の500円保護者負担軽減及び食材費に500円ということで、交付金のほうで補助金という形で頂いてはおりましたが、それで賄い切れない状況になったということで、補正予算のほうを上げさせていただいた次第でござ

います。

あと、すみません、値上げに伴って、物価高騰に伴って、委託業者の契約上のところでの値上げはというところに関しましては、長期契約になっておりままでの、経費等につきましては、特に委託業者のほうから値上げにつきましての交渉はされていない状況にあります。

以上です。

○大森和夫委員 裁判の件なんですけれども、昨日現地に見に行きましたら、崩落した家のほうから見て、砂川小学校のほうに向けて、土を入れていて、道路としての何か活用みたいな話も聞いたりしているんですけども、これ自体はやっぱり堤体の補強ということにつながるものなのかなどうかね。それをずっと広げていって、やっぱり池の堤体の補強に資するようなことを考えておられるのか、ちょっとその点についてお答え願いたいというふうに思います。

それと、物価高騰は本当に大変だと思うんですけれども、共産党としては、学校給食の無償化ということをずっとお願いしているんですけども、それにならない場合にしても、こののような形で、値上げはしないというふうな方針は堅持してほしいというふうに思うんですけども、その点についてどんな考えがあるかお答えください。

○土井産業振興課長 先ほどの件なんですけれども、今おっしゃっていただいた部分につきましては、もともと狐池の中に存在しておりました管理用道路の一部改修、補修というような形で盛土を行ったという形で伺っておりまして、池全体を埋めていくというような、そのような。（「埋めていくんじやなくて、堤体の補強につながっているのかな」との声あり）堤体の補強に一定つながっている部分はあろうかと思うんですが、もともとの目的としては、先ほど申しましたように、管理用道路の修繕、改修というような位置づけでやっておりました。

以上です。

○大植教育総務課参事 学校給食の給食費につきましては、今、現状としましては、保護者に関しましては500円補助という形で、令和5年からずっと、間は無償化も入りましたが、それ以外であります。

ましたら、500円補助という形を令和7年度まで続いている状況がございます。

今後につきましては、物価高騰の当然状況にもよりますが、実際それにつきましては、その状況も踏まえた上で、今後検討していくと考えております。

○大森和夫委員 泉南市は頑張ってずっと、無償化まで行かへんにしても、値上げは抑えているので、やっぱり今のこの物価高騰を見て、本当に給食が大事な、何というかな、栄養をとる機会やというような声も聞いたりしますし、ぜひこういう形で、値上げは行わないように、原課のほうからも訴えてもらいたいと。教育委員会のほうからもちよつと、子どもたちの声とか保護者の声も参考にしてもらって、そういうことは堅持してもらいたいということだけ言うて、質問を終わります。

○竹田光良委員長 一応国のほうは、小学校ですけれども、無償化に向かってというのは、そういう議論があろうというのではありませんので、ちょっとその前提でまた議論をお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

○工藤智恵子委員 よろしくお願ひします。

まず、歳入のほうの総務費国庫補助金の困難な問題を抱える女性支援推進等事業費補助金の件で質問させていただきます。

先ほどの石橋さんのお話でもあったんですけれども、人権推進課の皆様には本当に様々な部分からアプローチしていただきながら、人権のほうを推進していただいている、本当に感謝しております。

私たちも、特にこの間はパープルリボンの運動とか、オレンジリボンの運動とともに、玄関で推進していただいているのも見せていただいて、私たちも、オレンジリボンの周知運動というのは大切やなと思って、一生懸命頑張っているんですけども、皆さんが、オレンジリボンに関して、なかなかちょっと認知度が低いというのが課題かなというふうに思っております。

そんな中、市役所の玄関で、189の周知のためのチラシとティッシュが置いてあるのを私この間見せていただいて、ありがたいなと思ったんですけども、189というのはやっぱり子どもがもし

虐待を受けている現場を見たり聞いたりしたときに、すぐに電話をできるというような施策だと思うんですけども、それに対して、市としてもっと周知をしていくための何かしらプランというか、お考えがあるのかというのをお伺いしたいなというふうに思っています。

もう1点の質問は、同じく歳入の教育支援体制整備事業費補助金56万円というのは、どのように使われているのかというのを教えていただけたらと思います。

以上です。

○野中人権推進課長 市役所の庁舎の入口のところでオレンジリボンとパープルリボン、合わせて啓発をさせていただいたんですが、今年度から、イオンでも一定の期間、同じくパープルリボンとオレンジリボンの啓発は行っているところです。

皆さんに見ていただけるように、知っていただけるような周知を取り組んでいるところなんですが、例えば市役所のトイレとか、あと、うちのセンターもそうなんですが、トイレで、もしDVや、困ったことがあったときに相談に乗りますというような、少しちょっと人目につかないところで皆さんに知っていただくような工夫もしていく中で、できるだけ皆さんにそういう相談場所があるということを知っていただくような取組のほうに努めているところです。

以上です。

○藤原家庭支援課長兼生活福祉課参事 私のほうから、オレンジリボンの関係で、周知のほうについてお答えさせていただきます。

先ほど、パープルリボンと共同で一緒に周知させてもらっている部分もあるんですけれども、オレンジリボンのほう、子どもに対する虐待に関しては、春休み、夏休み、冬休み、それぞれの長期休暇の前に、各学校のほうにチラシを配布させていただいております。こちらは、そこに相談事を書いて、それを切り取って、封筒になるように作られておりまして、それをポストに投函していただければ、こちらに届くような、そういうチラシも配らせていただいております。

今年は各中学校に、また11月にチラシなどの配布にも行かせていただいております。

以上です。

○三野教育部参与 私のほうからは、教育支援体制整備事業費補助金について御説明させていただきます。

この補助金につきましては、市立の小中学校におきまして、医療的ケアが必要な児童生徒に対しまして、看護職員を配置するための人件費の補助金になっております。

以上でございます。

○竹田光良委員長 ほかにございませんか。

○添田詩織委員 狐池の裁判についてなんですかとも、こちら、裁判所の判断として、市町村の責務として、農業用ため池の適切な管理及び保全に関する施策を講ずるよう努めることが定められているに過ぎず、崩壊防止のための措置や周辺住民に対する注意喚起を行う法的義務を課すものではないということなんですねけれども、これ、現在、先ほど話もありましたけれども、盛土している部分に関しては、管理用道路の修繕ということだったんですけども、これに関しては、市の責務で、市の税金で行っているという認識でよろしいのでしょうか。

また、20年ほど前になりますけれども、私の実家も狐池の周辺にございまして、その際、台風が起きて崩落した際は、住宅会社と市のほうが折半で、半分ずつ出し合って擁壁工事をされました。これはやはり市の責務として行われたことであると思いますが、このように、周辺でかなり今たくさんの方々から同様の意見をいただいておりますし、何度も一般質問で多数の議員が質問されていると思うんですけども、このように対応が全然違うというのは、今後、これからまた裁判等が起こる可能性も踏まえて、誰が対応するのかというところは、しっかりと明確にしていただきたいと思っております。

盛土をした部分に関して、現在、一部の住民が、自分の土地のように市が盛土をした部分について使っているんです。車を3台も4台もとめていたり、自身の資材置場にしていたりだと、それに關しても、一向に改善がなされていない状況なんですけれども、こちらについてお願いします。

○土井産業振興課長 今、委員のほうからおつ

しゃっていただいた費用に関する部分につきましては、委員からの御指摘にもありましたように、所有形態の様々な部分がございますので、一定費用について誰が負担するかということは、当然今後も議論していって、しかるべき者が費用を負担するということについては、検討していく必要は当然あろうかと思います。

今おっしゃっていただいた盛土の部分で、個人が占用されているというところにつきましても、こちらの事案につきましても、市においても現状確認をしております。直近でも、現場のほうを確認はしております。こちらの問題につきましても、狐池の所有形態につきましては、御存じかと思うんですけども、5か村の財産区名義という形にはなっているところではあるんですが、見回り道の補修であったりとかという部分を、過去に市で一定の対応した経過もあることから、まずは地元関係者の方と協議をして、今後の対応について、どうしていくかということを、話し合いをしたいと思っております。

以上です。

○添田詩織委員 狐池の現在盛土をしている部分に関しては、市の責務として、市の税金で行ったという認識で間違いないでしょうか。

○土井産業振興課長 過去に行った見回り道の修繕工事につきましては、予算的には、狐池財産区の予算を利用したと伺っております。

以上です。

○竹田光良委員長 ほかよろしいですか。

○谷藤麻由奈副委員長 よろしくお願ひいたします。
先ほど工藤委員の質問の中で、教育支援体制の整備事業費補助金56万円の使途について、医療的ケアに利用されているというふうな御答弁がありました。現在泉南市では、その対象者はどれくらいいらっしゃるのか、どのような背景からこのような措置が講じられたのか、その点について詳しくお聞かせください。

○三野教育部参与 医療的ケアが必要な児童の背景等につきましてですけれども、現在2名の児童が利用されているということで、導尿であったりとか身辺的な介護が必要という児童につきまして、看護職員のほうを配置するという形で進めており

ます。

以上でございます。

○谷藤麻由奈副委員長 ありがとうございます。

では、次に、同じページの55ページに、国庫補助金で、困難な問題を抱える女性支援推進等事業ということで、ほかの委員さんも御質問されていましたかと思うんですけれども、昨今、社会情勢が、男性から女性へのDVとかそういったことで、女性への支援はされているんですけども、女性から男性へのDVというのもちょっと問題になっておりまして、代表質問でも以前お聞きをしたんですけども、男女共同参画の事業でも、98万6,000円、歳出のほうでございますが、男性への支援という観点で、何か検討されている対策ですか、課題とか、そういったことについてちょっとお聞かせいただけたらなと思います。

○野中人権推進課長 男性の相談も、泉南市の場合、ゼロではないです。あるんですが、まだ男性専用の例えれば相談窓口ということは、現在泉南市では設置していない、大阪府全体の中で見ていただいている、大阪府が窓口になってやっていたりしているというところはあります。

ただ、うちの相談窓口の中で男性が来られた場合も、しっかりとできる範囲で対応はしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○谷藤麻由奈副委員長 ありがとうございます。

この辺りも今後の検討課題に引き続きしていただきたいなと思います。ありがとうございます。

○竹田光良委員長 ほかよろしいですか。――

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。――討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○竹田光良委員長 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可決されました。

以上で本特別委員会に付託をされました議案審査につきましては、全て終了いたしました。委員

各位におかれましては、慎重なる審査をいただき
まして、誠にありがとうございました。

なお、本会議における委員長の報告につきまし
ては、私に一任していただきますようお願いを申
し上げます。

これをもちまして、令和7年度予算審査特別委
員会を閉会いたします。大変にお疲れさまでござ
いました。

午前10時47分　閉会

(了)

委員長署名

令和7年度予算審査特別委員会委員長

竹田光良